

第 24 回 CPD 協議会 ECE プログラム委員会拡大幹事会
議事録

1. 日時：平成 26 年 2 月 7 日（金）10:00－12:00
2. 場所：日本工学会会議室
3. 出席者：広崎膨太郎、川島一彦、尾崎 章、岡田恵夫、加藤穂慈、但田潔、長井寿
4. 資料
 - 資料 24-1：第 23 回 CPD 協議会 ECE プログラム委員会拡大幹事会議事録(案)
 - 資料 24-2：日本工学会 CPD 協議会事業計画・事業報告(平成 26 年 1 月 15 日理事会資料)
 - 資料 24-3:CPD 協議会 ECE プログラム委員会の設置と ECE プログラム認定基準(案)について
(平成 26 年 1 月 15 日理事会資料)
 - 資料 24-4：日本工学会 ECE プログラム申請書(案)
 - 資料 24-5：ECE プログラム認定証の変更
 - 資料 24-6：ECE プログラムの開発と運用-国際競争力向上に向けて-(改訂版)
 - 資料 24-7：ECE プログラムの開発と実施（案）
5. 議事
 - 1) 前回議事録（案）確認
 - 資料 24-1 に基づき、第 23 回拡大幹事会議事録（案）が紹介され、1 箇所字句訂正の上、議事録として承認された。
 - 2) 理事会(平成 26 年 1 月 15 日)報告
 - 資料 24-2 及び資料 24-3 に基づいて、理事会に提出された平成 26 年度事業計画および ECE プログラム認定基準が紹介され、ともに承認されたことが報告された。なお、理事会での指摘に伴い認定基準では 2 箇所の表現を改めた。
 - 3) 認定基準と申請書のホームページ公開
 - 資料 24-4 に基づき、ECE プログラム申請書の提出先を工学会会長とすべきか ECE プログラム委員会委員長とすべきかを議論し、ECE プログラム委員長とすることとした。申請書を受領後、ECE プログラム委員会で審議し、この結果を理事会に諮った上で ECE プログラムとして認定することになる。
速やかに資料 24-3 「認定基準」及び資料 24-4 「申請書」を工学会ウェブに掲載する。
 - 4) ECE プログラム認定証の様式変更について
 - 資料 25-5 に基づき、ECE プログラムの認定証と修了証の案が紹介された後、以下の議論を行った。
(1) 会長名の ECE プログラム認定証と ECE プログラム推進委員会委員長名の ECE プログラム修了証という形にする。

(2) 認定証と修了書にそれぞれ賞状としての飾りを付けて、左に認定証、右に修了証の形で、証書を作る。裏面の右側、すなわち、認定証の裏側に「公益社団法人 日本工学会及び技術力向上教育プログラムについて」を配置する。裏面の右側に配置するのは、証書を折り曲げた際に「公益社団法人 日本工学会及び技術力向上教育プログラムについて」が折れ曲がる位置にこないようにするためである。なお、「公益社団法人 日本工学会及び技術力向上教育プログラムについて」に会長名を付すべきかについて議論したが、表面の認定証に会長名が入るため、裏面には入れないこととする。

また、加盟学会数が時代とともに変化することを勘案し、「公益社団法人 日本工学会及び技術力向上教育プログラムについて」では、「約 100 の会員学会」、「approximately one hundred member societies」とする。

5) 認定書に伴う「ECE プログラムの開発と運用－国際競争力向上に向けて」（平成 25 年 3 月）の改訂版作成について

認定ガイドラインの制定に伴う「ECE プログラムの開発と運用－国際競争力向上に向けて」（平成 25 年 3 月）の改訂について、資料 24-6 が説明された後、以下の議論を行った。

(1) 改訂版の刊行時期を平成 26 年 2 月とし、まとめ次第、工学会のホームページに掲載する。

(2) 「ECE プログラム受講者には”日本工学会認定指導技術者（分野）”の称号を与え、名刺や履歴書に記載できるようにするのが良い」等、現状においては今後の実現が期待される事項が記述されている。しかし、本資料を ECE プログラム申請の際の参考資料と見た際には、すでにこれらが実現しているように見えるため、「将来的には、・・・」とか「・・・とするのも一案である」という表現を加え、将来の課題であることがわかるようにする。全体を見直す必要がある。

(3) 早期にとりまとめるため、内容は現状と大きく変えないが、産業界の人材育成に役立つ内容とすることの重要性について、但田委員に加筆を依頼する。

(4) 現在は、ECE プログラム推進委員会は ECE プログラム委員会の下に設置することになっているが、将来、学会が ECE プログラムを実施する際に、自分の学会内に ECE プログラム推進委員会を設けたいという希望が出されることも考えられる。こういう形式も考えられるが、まだ学会が主催する ECE プログラムが始まったばかりの段階にあるため、ECE プログラムの形がきちんとできあがるまでは、現状通りの形にしておく。

(5) 「受講証明」→「認定証」、「修了証」に訂正する。

6) 「ECE プログラムの開発と実施マニュアル」作成について

資料 24-7 を用いて、「ECE プログラムの開発と実施マニュアル」の作成方針が説明された後、以下の確認と議論を行った。

(1) 現在までに作成された「ECE プログラムの必要性と要件に関する検討」（平成 21 年 3 月）、及び、「ECE プログラムの開発と運用－国際競争力向上に向けて－」（平成 25 年 3 月及び平成 26 年 2 月改訂版）は、いずれも ECE プログラム幹事会が日本工学会や CPD 協議会向けに ECE プログラムの必要性を提案する視点でまとめられたものである。一方、「ECE プログラムの開発と実施マニュアル」は、ECE プログラム申請書や認定基準に基づいて、今後学協会が ECE プログラム委員会に ECE

プログラムを申請する際に、具体的にどうすれば良いのか、どういう事例があるかという点を分かりやすく説明するための参考資料である。

(2) 上記目的が報告書のタイトルからよくわかるように、タイトルを「ECEプログラムの開発と実施マニュアル」とする。

(3) 目次構成と原案作成担当者は以下の通りとする。なお、目次構成については、適宜、追加、見直しを図る。

1. ECEプログラムとはなにか (但田)
 1. 1 なぜ、ECEプログラムが求められているか
 1. 2 ECEプログラムの到達目標
 1. 3 ECEプログラムの要件
2. ECEプログラムの申請から承認までの流れ (川島)
3. ECEプログラム推進委員会 (長井)
4. ECEプログラムの認定証と修了証 (尾崎)
5. 現在までのECEプログラム
 5. 1 ナノエレクトロニクスECEプログラム (秋永、秦)
 5. 2 先端計測とナノ物質ECEプログラム (長井)
 5. 3 続々SICEプロセス塾 (奥津)

付属資料-1 日本工学会 ECEプログラム認定基準

付属資料-2 日本工学会 ECEプログラム申請書

(4) 上記の「5. 現在までのECEプログラム」は「ECEプログラムの開発と運用—国際競争力向上に向けて」(平成25年3月)に示される内容と同じで構わないが、できるだけプログラムの内容、スケジュール、評価の方法、参加者の評価結果を掲載する。

(5) 報告書の第1次原稿作成期限は平成26年2月25日(火)とする。

(6) 報告書は印刷すると同時に、工学会ホームページに掲載する。

7) 今後のスケジュール

認定ガイドラインは平成25年度に実施中のECEプログラムにも適用される。このため、平成25年度のECEプログラムの認定(遡った認定)、修了証授与者(案)の決定、認定証・修了証の授与、平成26年度プログラムに関する今後のスケジュールは以下の通りとする。

- (1) 2月中旬: 認定基準及び申請書をホームページで公開。また、「ECEプログラムの開発と運用—国際競争力向上に向けて」(改訂版)(平成26年2月)もホームページに掲載
- (2) 2月末: 「ECEプログラムの開発と実施マニュアル」をホームページに掲載
- (3) 3月末まで: 各ECEプログラム推進委員会を開催し、(a) 認定ガイドラインの導入に伴って、認定委員会の機能を付与して新たにECEプログラム委員会を設立することになった経緯を説明したあと、(b) 平成25年度受講者の評価とECEプログラム修了証授与者(案)の決定、(c) 平成26年度ECEプログラムの実施計画の審議を行う。

- (4) 4月中旬：(新) ECE プログラム委員会を開催し、(a) 認定ガイドラインの導入に伴って、認定委員会の機能を付与して新たに ECE プログラム委員会を設立することになった経緯を説明したあと、(b) ECE プログラム認定基準に基づいて、遡って平成 25 年度に実施した ECE プログラムの適否の判断(案)を行い、その後、ECE プログラム推進委員会から報告のあった平成 25 年度 ECE プログラムの実施報告及び ECE プログラム修了予定者(案)を審議すると同時に、平成 26 年度 ECE プログラム実施計画を審議する。
- (5) 5月：理事会において、(a) ECE プログラム委員会において遡って実施した平成 25 年度 ECE プログラムの適否の判断(案)と修了予定者(案)について審議を受ける(審議事項)と同時に、平成 26 年度継続の ECE プログラムを報告する(報告事項)。
- (6) 上記(5)の後：会長名の認定証、ECE プログラム推進委員会委員長名の修了証の作成と授与。

なお、上記(5)の日程では、平成 26 年度実施の ECE プログラムのアナウンスに間に合わない。このアナウンスは広く受講者を集めるために早く出す必要があることから、平成 26 年度 ECE プログラムが理事会で承認される前の段階では「ECE プログラムとして認定予定」を付けてアナウンスする。

6. 次回

今回は平成 26 年 2 月末～3 月上旬とし、別途調整の上、定める。